

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 保険料の軽減措置について

■ 所得が低い方の軽減

- ・同一世帯内の被保険者及びその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員が所得0円の場合 (ただし公的年金控除額は80万円として計算)	8割 ※1
33万円以下	8.5割
33万円 + (28万円 × 被保険者の数) 以下 ※2	5割
33万円 + (51万円 × 被保険者の数) 以下 ※3	2割

※1 平成30年度の軽減割合は、9割

※2 平成30年度は、33万円 + (27万円5千円 × 被保険者の数) 以下

※3 平成30年度は、33万円 + (50万円 × 被保険者の数) 以下

- ・被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方の所得割額の軽減は、平成30年度以降廃止となっています。

■ 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。
- ・所得割額の負担はありません。

※ 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※ 元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減（8割、8.5割軽減）が受けられます。

その他ご不明な点は、青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

2 事故にあったとき（第三者行為による傷病届について）

交通事故及びけんか等、第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けたときには「第三者行為による傷病届」を東通村税務住民課へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、東通村税務住民課または青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

東通村税務住民課国保グループ（電話0175-27-2111）
青森県後期高齢者医療広域連合（電話017-721-3821）